



第8期 定時株主総会

招集ご通知

日 時 2022年4月27日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場 所 東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル2階
ベルサール神田イベントホール

目的事項

報告事項 第8期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

もつと、 面白く

私たちは女性向けエンタメ市場をリードする
IPクリエイター&ディベロッパーです。

/ coly のものづくりの哲学

品質第一 × **ユーザー様目線の組織** × **IP 戦略**

品質を最優先にした
丁寧なものづくり

品質を支えるための
熱量が高い体制

IPホルダーとしての
多角的な事業展開

株主の皆さまへ



代表取締役社長
中島 瑞木

皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当社は「もっと、面白く」というビジョンの実現を目指し、自社運営のオリジナルIPを軸に、モバイルオンラインゲームと、その周辺事業の拡大に取り組んでおります。2021年2月に東証マザーズに上場し、2022年1月期は創業から第8期まで連続の増収、黒字継続での着地となり、成長の手応えを感じた上場1年目となりました。

一方で、昨年12月に業績予想の修正に至ったことを真摯に受け止め、2023年1月期は、改めて足元の運営体制の強化と、パイプラインの拡充に優先して取り組んでまいります。

魅力的なキャラクターを強みに、大きな可能性を持つIPマーケットでさらに大きく飛躍できるよう尽力してまいりますので、今後ともより一層のご指導・ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年4月

目次

株主の皆さまへ

第8期定時株主総会招集ご通知…………… 1

インターネットによるライブ配信のご案内…………… 2

議決権行使についてのご案内…………… 3

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件…………… 5

第2号議案 取締役4名選任の件…………… 8

第8期事業報告

1.会社の現況に関する事項…………… 11

2.会社の株式に関する事項…………… 16

3.会社の新株予約権等に関する事項…………… 17

4.会社役員に関する事項…………… 17

5.会計監査人の状況…………… 20

6.会社の体制及び方針…………… 20

計算書類

貸借対照表…………… 25

損益計算書…………… 26

株主資本等変動計算書…………… 27

個別注記表…………… 28

監査報告書

会計監査人の監査報告書…………… 33

監査役会の監査報告書…………… 35

証券コード4175
2022年4月11日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 赤 坂 4 - 2 - 6
住 友 不 動 産 新 赤 坂 ビ ル 5 階
株 式 会 社 c o l y
代 表 取 締 役 社 長 中 島 瑞 木

第 8 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面又はインターネットにより議決権を行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。**当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年4月26日（火曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル2階
ベルサール神田イベントホール
3. 目的事項
報告事項 第8期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://colyinc.com/ir/>）に掲載させていただきます。

## インターネットによるライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

**ご視聴される株主様は、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使の上、本ライブ配信をご視聴ください。**

また、当日の審議の際にご質問又はご意見を承ることはできませんのでご注意ください。

①当社の指定する下記ウェブサイトアクセスしてください。

配信日時 2022年4月27日（水曜日）午前10時00分より

配信URL <https://4175.ksoukai.jp/>



②ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下のID及びパスワードをご入力ください。

ID 株主番号（お手元の議決権行使書用紙をご確認ください。）

パスワード 郵便番号（株主名簿に登録された株主様の7桁の郵便番号）

③通知事項をご確認の上、「参加を申し込む」ボタンをクリックし、ご視聴ください。

④ご視聴にあたってのご注意事項

- ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- 当社は、株主総会のライブ配信の実施にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、仮にこのような通信障害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席及び役員席のみとさせていただきます。
- システム障害等の不測の事態や何らかの事情への対応等、株主総会のライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://colyinc.com/ir/meeting/>）にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

⑤ライブ配信に関するお問い合わせ先

- ご不明な点がございましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

### ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ  
03-6240-3792

受付日時：4月27日（株主総会当日）  
午前9時～株主総会終了まで

# 議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面又はインターネットにより議決権を行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2022年4月27日（水曜日）  
午前10時

## 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### 行使期限

2022年4月26日（火曜日）  
午後7時到着

## インターネット



パソコン又はスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

### 行使期限

2022年4月26日（火曜日）  
午後7時入力完了分まで

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

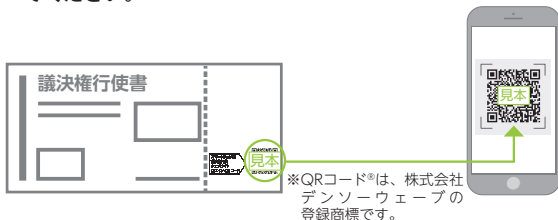
※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

## インターネットによる議決権行使について

### 「スマート行使」による方法

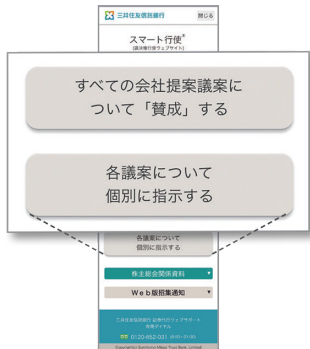
#### 1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



#### 2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



#### ❗「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

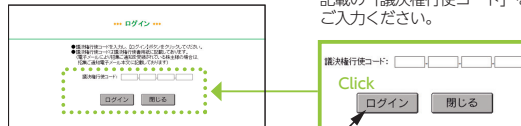
#### 1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

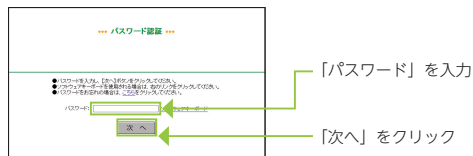


#### 2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



#### 3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9 : 00 ~ 21 : 00)

## 第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の通り変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

当社の事業拡大へ向けて現行定款第2条（目的）の事業目的に新規の事業目的を追加し、また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更箇所を示します）

| 現行定款                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。<br>1. インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画、製作、販売<br>2. インターネットを利用した各種情報提供サービス<br>3. キャラクターグッズの企画、製作、販売 | （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。<br>1. インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画、製作、販売<br>2. インターネットを利用した各種情報提供サービス<br>3. キャラクターグッズの企画、製作、販売 |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4. 書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売</p> <p>5. 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権・特許権などの知的財産権の取得、利用開発、管理、利用許諾、販売</p> <p>6. インターネットを利用した通信販売</p> <p>7. インターネットを利用した広告事業</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>8. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p style="padding-left: 40px;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>4. 書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売</p> <p>5. 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権・特許権などの知的財産権の取得、利用開発、管理、利用許諾、販売</p> <p>6. インターネットを利用した通信販売</p> <p>7. インターネットを利用した広告事業</p> <p>8. <u>飲食店の経営</u></p> <p>9. <u>雑貨・飲食物・その他各種商品の企画、製造、販売、輸出入</u></p> <p>10. <u>フランチャイズシステムによる加盟店の募集、加盟店の指導</u></p> <p>11. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt; 新設 &gt;</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                            |
| <p>&lt; 新設 &gt;</p> | <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                                        | 現在の当社における地位及び担当   |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------|
| 1         | 中島 瑞木 <b>再任</b><br>1988年12月1日生            | 代表取締役社長           |
| 2         | 中島 杏奈 <b>再任</b><br>1988年12月1日生            | 代表取締役副社長          |
| 3         | 佐々木 大地 <b>再任</b><br>1990年12月28日生          | 取締役執行役員第1 ディビジョン長 |
| 4         | 秋山 裕俊 <b>再任</b> <b>社外</b><br>1990年11月14日生 | 社外取締役             |

候補者番号

1

なかじま

中島

みずき

瑞木

所有する当社の株式数  
1,790,100株

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年4月 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 投資銀行本部 入社

2014年2月 当社設立 代表取締役就任

2018年4月 当社 代表取締役社長就任(現任)

#### 取締役候補者とした理由

当社を創業し設立以来当社の代表取締役を務め経営を担っており、主にビジョン戦略および組織戦略を統括し、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を適切に果たしてまいりました。引き続き当社の成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、選任しております。

(注) 中島瑞木氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

候補者番号

2

なかじま

中島

あんな

杏奈

所有する当社の株式数  
1,790,100株

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年4月 株式会社産業経済新聞社 入社

2014年2月 当社設立 代表取締役就任

2018年4月 当社 代表取締役副社長就任(現任)

#### 取締役候補者とした理由

当社を創業し設立以来当社の代表取締役を務め経営を担っており、主にマーケティング戦略およびコンテンツ戦略全般を統括し、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を適切に果たしてまいりました。引き続き当社の成長と企業価値向上に欠かせないものと判断し、選任しております。

(注) 中島杏奈氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

候補者番号

3

さ さ き だい ち  
佐々木 大地所有する当社の株式数  
397,800株

再任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2014年 2月 当社 入社  
 2018年 4月 当社 取締役就任  
 2018年11月 当社 取締役ゲーム事業本部長就任  
 2022年 4月 当社 取締役執行役員第1ディビジョン長就任(現任)

**取締役候補者とした理由**

2014年創業時より当社に参画しており、プロデューサーとして複数のゲームプロジェクトの立ち上げを担当、2018年より取締役として新規ゲーム開発から運営、IP展開までコンテンツ事業全般に従事しております。これまでの当社の成長への貢献と実績から引き続き当社の成長に欠かせないものと判断し、選任しております。

候補者番号

4

あ き や ま ひ る と し  
秋山 裕俊所有する当社の株式数  
一株

再任

社外

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2014年 4月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング 入社  
 2019年 4月 当社 社外取締役就任(現任)  
 2020年 1月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング 事業戦略事業部マネージャー(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社レイヤーズ・コンサルティング 事業戦略事業部マネージャー

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

コンサルティングファームにおける豊富な経験から、経営に関する深い見識を備えております。取締役会においても社外取締役として独立、公正な立場から、経験に基づく発言を行っております。秋山裕俊氏が選任された場合には、同氏の持つ経営に関する深い見識を活かして、独立した監視・監督を通じ、当社の中長期的な成長に貢献いただくことが期待されることから、同氏を社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 秋山裕俊氏の当社の社外取締役としての在任年数は本定時株主総会終結の時をもって3年です。  
 3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し秋山裕俊氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。  
 4. 当社と秋山裕俊氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には契約更新を予定しております。

以上

(添付書類)

## 第8期事業報告 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの接種が浸透し、2021年9月末には緊急事態宣言が解除されるなど経済活動の改善に向けた動きがみられました。その一方で変異株の脅威など感染再拡大のリスクは解消されず、未だ先行きが不透明な状況が続くと見込まれます。

当社が主に事業を展開する国内モバイルオンラインゲーム市場においては、2012年より市場が拡大し、2014年以降はメーカー売上金額ベースで緩やかに成長しております。2021年には前年比104.2%の1兆3,720億円、2022年には前年比102.0%の1兆3,990億円まで拡大が見込まれ(注)、今後も底堅く推移するとみております。

このような経営環境のもと、当社では新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言の再発令に起因し、MD(マーチャンダイジング)の対面販売イベントの一部延期や規模縮小があったものの、通信販売を用いて対面販売イベントのオンライン化を行うなどの対策を迅速に講じました。またモバイルオンラインゲームに関しては、既存タイトルの安定的な運用に注力するとともに、新規タイトル開発を複数同時に進行できる体制を構築するため人員の拡充に取り組んでまいりました。既存のモバイルオンラインゲームにおいて、2019年にリリースした「魔法使いの約束」が2周年を迎える当事業年度においても前期比で伸長したことや、それに伴いMD売上が増加したことにより売上高は前期比3.0%の増収となりました。一方で、新規タイトルの開発に注力したことで研究開発費が増加し、営業利益ベースでは前期比27.7%の減益となりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高6,519,896千円(前期比3.0%増)、営業利益1,498,599千円(前期比27.7%減)、経常利益1,466,101千円(前期比29.2%減)、当期純利益は964,093千円(前期比31.4%減)となりました。

なお、当社はコンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(注) 出典：「ファミ通ゲーム白書2021」(株式会社角川アスキー総合研究所)、国内オンラインプラットフォームゲームコンテンツ市場規模推移「ゲームアプリ(スマートデバイス+SNS)」

**売上高**

6,519,896千円 (前期比 3.0%増)

**経常利益**

1,466,101千円 (前期比 29.2%減)

**当期純利益**

964,093千円 (前期比 31.4%減)

**自己資本比率**

前期末 60.9% 当期末 89.2%

**(2) 設備投資の状況**

当事業年度において特筆すべき事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

2021年2月に東証マザーズへ上場したことに伴う新規株式の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により3,810,618千円の資金調達を行いました。

**(4) 対処すべき課題**

当社が対処すべき主要な課題は、以下の通りと認識しております。

**① ターゲット層の拡大**

当社は、現在モバイルオンラインゲームの開発・運営を事業の主軸としておりますが、そのターゲットは主に国内モバイルオンラインゲーム市場であります。国内モバイルオンラインゲーム市場は緩やかに成長を続けるものと考えておりますが、当社の事業拡大のためにはターゲット層を国内市場からグローバル市場へと拡大することが重要な課題であると認識しております。そのため海外のパートナー企業との協業によるローカライズ等で積極的な海外展開を行い収益の拡大を目指してまいります。

**② ユーザー獲得の強化**

当社は、提供するコンテンツのユーザー数の増加がコンテンツ自体の長期運営及び更なる業績拡大のための重要な課題と考えております。今後ユーザー獲得のため、SNS等の新規広告媒体やメディア媒体への露出強化に加え、アニメ化・舞台化・コミカライズなどを通じたメディアミックスの積極的な展開により、

ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

### ③ 適正な配信プラットフォームの選択

当社は、コンテンツをターゲット層に届けるためのプラットフォームを適正に選択することが、事業の安定的な成長につながると考えております。昨今、モバイル業界では、端末、OS、プラットフォーム、課金システム等の分野で多数の事業者が世界規模の競争を行っており、著しい環境変化を引き起こしております。これに伴い、ターゲット層のメディア利用状況も刻々と変化しています。当社は、ターゲット層のメディア利用状況について日々情報収集を行うことで、その変化に的確に対応し、ビジネス効率を最大化すべく、適正な配信プラットフォームの選択に努めてまいります。

### ④ システム技術・インフラの強化

当社は、システム開発及びサーバー構築・保守にあたって、他社のサーバー等に関するサービスを機動的に利用しながら行っております。当社のコンテンツは、スマートフォン等のモバイル端末を通じたインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びモバイル端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対して、当社はサーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤強化を進めるとともに、システム開発につきましても、開発プログラムのユニット化や標準化を進めることで生産性を向上させ、技術革新にも迅速に対応できる体制づくりに努めてまいります。

### ⑤ コンテンツ事業における領域拡大

当社は、更なる事業拡大のため、コンテンツ事業における収益源の多様化が重要な課題と考えております。そのため、当社がこれまで培ってきたノウハウを活かしつつ、専門企業との連携も含めて、当社コンテンツとシナジーのあるアニメーション・出版物の制作や舞台・イベントの実施、グッズの販売等を展開してまいります。

### ⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

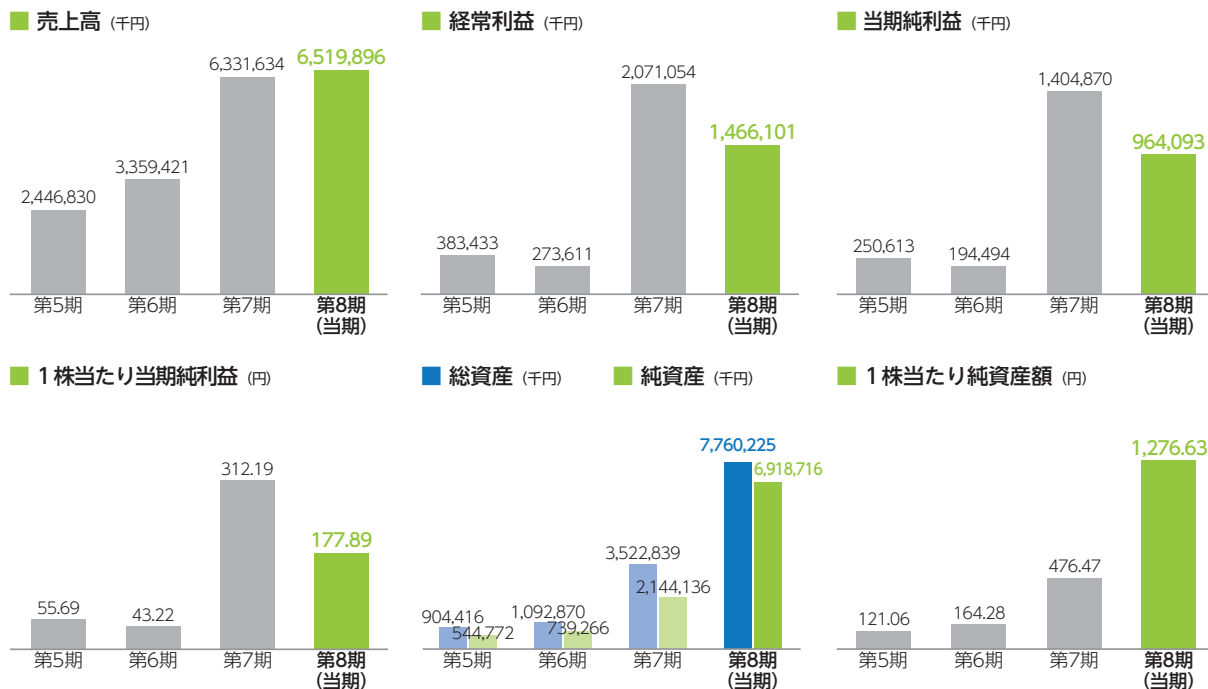
当社は、今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材確保においては、新卒採用、中途採用共に積極的に行っており、当社の求める資質を兼ね備えつつ、当社の企業風土にあった人材の採用及び登用に努めてまいります。同時に、従業員の職種・職階等にあわせた社内外の研修プログラムの積極的な受講によって、各人のスキル向上を促してまいります。また、組織体制につきましても、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、計数指標管理に基づいた組織マネジメントを図ってまいります。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分         |      | 第5期<br>2019年1月期 | 第6期<br>2020年1月期 | 第7期<br>2021年1月期 | 第8期<br>2022年1月期 |
|------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高        | (千円) | 2,446,830       | 3,359,421       | 6,331,634       | 6,519,896       |
| 経常利益       | (千円) | 383,433         | 273,611         | 2,071,054       | 1,466,101       |
| 当期純利益      | (千円) | 250,613         | 194,494         | 1,404,870       | 964,093         |
| 1株当たり当期純利益 | (円)  | 55.69           | 43.22           | 312.19          | 177.89          |
| 総資産        | (千円) | 904,416         | 1,092,870       | 3,522,839       | 7,760,225       |
| 純資産        | (千円) | 544,772         | 739,266         | 2,144,136       | 6,918,716       |
| 1株当たり純資産額  | (円)  | 121.06          | 164.28          | 476.47          | 1,276.63        |

(注) 当社は、2020年9月3日付で普通株式1株につき普通株式30,000株の割合で株式分割を行っております。また、2020年12月16日付で普通株式1株につき普通株式1.5株の割合で株式分割を行っております。これらの株式分割が2019年1月期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2022年1月31日現在）

コンテンツ事業

- ① モバイルオンラインゲーム開発・運営
- ② MD（マーチャンダイジング）

当社が開発したモバイルオンラインゲームに登場するキャラクター商品の企画・販売を行うグッズ販売及び、自社IP（注）の利用許諾によりライセンス料を受領するライセンス事業  
（注）Intellectual Property（知的財産）の略。ゲーム業界では、ゲームの著作権（著作権）を指します。

## (8) 主要な事業所（2022年1月31日現在）

本社 東京都港区

## (9) 従業員の状況

| 従業員数（名） | 前期末比増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 338     | +102      | 29歳3か月  | 2年5か月  |

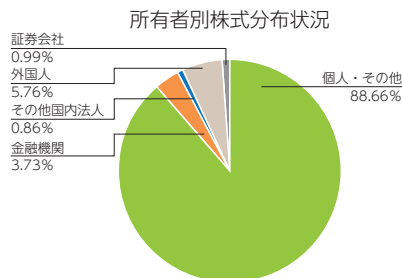
（注）従業員数は就業人員であります。また平均年齢及び平均勤続年数は、正社員のみで算定しております。

## (10) 主要な借入先（2022年1月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,502,900株  
(うち自己株式35株)
- (3) 株主数 3,068名
- (4) 大株主



| 株主名                                                                                        | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 中島 瑞木                                                                                      | 1,790    | 32.53    |
| 中島 杏奈                                                                                      | 1,790    | 32.53    |
| 佐々木 大地                                                                                     | 397      | 7.23     |
| BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC | 153      | 2.78     |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                                        | 143      | 2.61     |
| PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.                                                           | 57       | 1.05     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                   | 52       | 0.96     |
| BANQUE PICTET AND CIE SA RP-FONDS INST-ACT MARCH DEVELOPPES                                | 30       | 0.55     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)                                                 | 19       | 0.35     |
| 山田 雄太                                                                                      | 14       | 0.25     |

(注) 持株比率は、自己株式 (35株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年1月31日現在）

| 地位       | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|----------|--------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 中島 瑞木  |                                          |
| 代表取締役副社長 | 中島 杏奈  |                                          |
| 取締役      | 佐々木 大地 | ゲーム事業本部長                                 |
| 取締役      | 秋山 裕俊  | 株式会社レイヤーズ・コンサルティング<br>事業戦略事業部マネージャー      |
| 常勤監査役    | 早川 治彦  |                                          |
| 監査役      | 中川 直政  | 日比谷パーク法律事務所 パートナー<br>森トラスト総合リート投資法人 監督役員 |
| 監査役      | 須黒 統貴  |                                          |

- (注) 1. 取締役秋山裕俊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役早川治彦氏、監査役中川直政氏、監査役須黒統貴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、秋山裕俊氏、早川治彦氏、中川直政氏、須黒統貴氏の4名を独立役員として届け出ております。
4. 監査役中川直政氏は弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を備えております。監査役須黒統貴氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えております。
5. 取締役近藤俊彦氏は、2021年5月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の退任時の地位及び担当は取締役管理本部長であります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする

責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び各社外監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、その保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に係る方針

##### 決定方針の決定方法

当社は以下の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関して、取締役会において決議をして決定しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準の固定報酬としての基本報酬を支払うことを基本方針とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得るものとする。

#### ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分           | 支給人数<br>(名) | 報酬等の種類別の額（千円） |        |       | 計(千円)         |
|--------------|-------------|---------------|--------|-------|---------------|
|              |             | 基本報酬          | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 |               |
| 取締役(うち社外取締役) | 5(1)        | 68,200(1,200) | —      | —     | 68,200(1,200) |
| 監査役(うち社外監査役) | 3(3)        | 6,600(6,600)  | —      | —     | 6,600(6,600)  |
| 計(うち社外役員)    | 8(4)        | 74,800(7,800) | —      | —     | 74,800(7,800) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年4月26日開催の第5期定時株主総会において年額160百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年4月26日開催の第4期定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は2名です。
3. 上記の取締役の支給人員には、2021年5月31日をもって退任した取締役1名を含んでおりません。
4. 当社取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長中島瑞木がその具体的な内容について委任を受け決定しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得ることとしております。また、監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。
5. 当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動につきましては、2020年7月9日開催の取締役会において報酬額を決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 会社役員等の重要な兼職の状況

「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位          | 取締役会等への出席状況                  | 主な活動状況                                                                          |
|-------|-------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 秋山 裕俊 | 社外取締役       | 取締役会 19回中19回                 | 取締役会において、コンサルティングファームにおける豊富な経験及び幅広い知見に基づき経営全般における有用な指摘や意見を述べております。              |
| 早川 治彦 | 常勤<br>社外監査役 | 取締役会 19回中19回<br>監査役会 12回中12回 | 取締役会及び監査役会において、経営者としての豊富な経験に基づき経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘や意見を述べております。 |
| 中川 直政 | 社外監査役       | 取締役会 19回中19回<br>監査役会 12回中12回 | 取締役会及び監査役会において、弁護士として培われた専門的な知識・経験に基づき特に法令面、コンプライアンス面での有用な指摘や意見を述べております。        |
| 須黒 統貴 | 社外監査役       | 取締役会 19回中19回<br>監査役会 12回中12回 | 取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的知識と経験から特に会計及び財務及び内部統制に関する有用な指摘や意見を述べております。       |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  
24,000千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬の見積もりの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、上場会社の監査実績、会計監査人の規模、品質管理体制及び独立性等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討した上で、会計監査人を選定する方針としております。

また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の概要

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。下記の内部統制システム整備に関する基本方針について、取締役会において決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 「取締役会規程」をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに、必要に応じて発展的に改正等を行う。
  - (b) 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、マニュアル等の策定、教育・研修を開催し、コンプライアンスの周知徹底と意識の維持・向上を図る。
  - (c) 「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。内部監査担当及び代表取締役社長は必要に応じて、監査法人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
  - (d) 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該人に不利益な扱いを受けない旨の「内部通報規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に関わる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- (a) 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要な文書及び情報は、電磁的記録媒体等へ記録し、「文書管理規程」の定めに従い、法令の保存期間に準じて定められた期間、適正に保存及び管理する。
- (b) 文書管理主管部門は管理本部とし、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

- (a) 取締役がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、内容・性質に応じて最も相応しい主管部門及び関連部門を定め、管理体制を構築する。
- (b) リスク・コンプライアンス委員会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (c) 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速な対応を行い、損害の拡大防止を最小限にとどめる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために、次のように定めております。

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- (b) 取締役は「取締役会規程」の定めに従い、取締役会において、職務執行状況を報告する。
- (c) 取締役の効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、組織の職務及び権限、責任を明確にする。



⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を監査役付きとして指名し、職務に専念させることとしております。

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を配置する。
- (b) 監査役が指定する補助期間中、当該使用人の指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けず遂行し、取締役からの独立性を確保する。
- (c) 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報制度等に基づき、監査役に報告する体制を整備しております。

- (a) 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。また、会議に付議されない重要な報告書類等について閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、「内部通報規程」に基づき速やかに監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長、監査法人、内部監査室等は、監査役会又は監査役の求めに応じて、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- (b) 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家を自らの判断で起用することができるものとする。
- (c) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、その適合性を確保しております。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
  - イ. 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下全員が反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ. 当社は「反社会的勢力対応規程」において明文化し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組み、当社全役職員の行動指針とする。

ロ. 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して1年に1回以上の確認を行い、「取引先チェックシート」として、管理本部にて厳重に保管管理する。

ハ. 反社会的勢力の該当の有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ニ. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、より密接な連携関係の構築を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記の通りとなっております。

### ① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は取締役4名で構成されており、うち1名が社外取締役となっております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

なお、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

### ② 監査役会の監査

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名の社外監査役で構成されております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。

また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

### ③ コンプライアンス体制の強化・推進

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき構成しており、当社の代表取締役社長が委員長を務め、委員長及び委員長指名の委員が出席のもと、原則として四半期に1回開催しております。基本方針、計画及び体制の策定、関係規則、マニュアル等の策定等について協議し、コンプライアンス体制の充実にに向けた意見の交換を行っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクマネジメント活動全般を適宜確認し、対応方針

及び対応策の検討・策定を行い、リスク対応主管部門と連携し、対応を実施しております。

#### ④ 内部監査室の監査

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査は各部門に対して原則として年1回以上の監査計画を組み、内部監査結果について代表取締役社長への適宜報告及び監査役会との連携を行っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金もしくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		7,551,403	流動負債		841,508
現金及び預金		6,899,241	買掛金		38,734
売掛金		430,433	1年内返済予定の長期借入金		3,000
商成品		64,767	未払金		76,799
貯蔵品		33	未払費用		127,446
前渡金		12,523	未払法人税等		139,199
前払費用		53,217	未払消費税等		31,466
その他		91,186	前受金		387,087
			預り金		20,521
			賞与引当金		13,254
			その他		4,000
			負債合計		841,508
固定資産		208,821	(純資産の部)		
有形固定資産		18,269	株主資本		6,918,716
建物		14,081	資本金		1,910,309
工具、器具及び備品		4,187	資本剰余金		1,905,309
無形固定資産		7,530	資本準備金		1,905,309
ソフトウェア		7,530	利益剰余金		3,103,230
投資その他の資産		183,021	その他利益剰余金		3,103,230
関係会社株式		100	繰越利益剰余金		3,103,230
繰延税金資産		30,093	自己株式		△133
敷金		152,828	純資産合計		6,918,716
資産合計		7,760,225	負債・純資産合計		7,760,225

損益計算書（2021年2月1日から2022年1月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,519,896
売上原価		3,213,236
売上総利益		3,306,659
販売費及び一般管理費		1,808,060
営業利益		1,498,599
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	2	
その他	422	465
営業外費用		
支払利息	131	
為替差損	1,572	
上場関連費用	13,737	
株式交付費	17,403	
その他	118	32,963
経常利益		1,466,101
税引前当期純利益		1,466,101
法人税、住民税及び事業税	441,241	
法人税等調整額	60,765	502,007
当期純利益		964,093

株主資本等変動計算書（2021年2月1日から2022年1月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,000	-	-	2,139,136	2,139,136
当期変動額					
新株の発行	1,905,309	1,905,309	1,905,309		
当期純利益				964,093	964,093
自己株式の取得					
当期変動額合計	1,905,309	1,905,309	1,905,309	964,093	964,093
当期末残高	1,910,309	1,905,309	1,905,309	3,103,230	3,103,230

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	2,144,136	2,144,136
当期変動額			
新株の発行		3,810,618	3,810,618
当期純利益		964,093	964,093
自己株式の取得	△133	△133	△133
当期変動額合計	△133	4,774,579	4,774,579
当期末残高	△133	6,918,716	6,918,716

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-----|------|--|
| 商品 | ………… | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法） |
| 貯蔵品 | ………… | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
なお、当期においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 64,767千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しており、具体的には、営業循環過程から外れた商品に対して、販売見込期間までの間で、主に過去の販売実績及び販売見込額に基づいて決定した規則的な簿価切り下げの方法によって、収益性の低下を反映しております。

② 主要な仮定

たな卸資産の評価における主要な仮定は、商品の販売見込期間及び販売見込額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

商品の販売見込期間及び販売見込額は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、たな卸資産の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,097千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は債務

① 短期金銭債権 165千円

② 短期金銭債務 1,980千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	1,050千円
② 売上原価	1,384千円
③ 販売費及び一般管理費	12,215千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,502,900株
------	------------

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	35株
------	-----

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4,058	千円
商品評価損	15,075	
未払事業所税	1,251	
ソフトウェア	5,977	
減価償却超過額	4,160	
その他	1,651	
繰延税金資産計	32,174	
繰延税金負債		
未収事業税	2,081	
繰延税金資産の純額	30,093	

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入を基本としております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。今後、リスク

を回避するためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合は、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が月次に資金繰状況を管理するとともに、手元流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（注1）	時価（注1）	差額
(1) 現金及び預金	6,899,241	6,899,241	-
(2) 売掛金	430,433	430,433	-
資産計	7,329,674	7,329,674	-
(1) 買掛金	38,734	38,734	-
(2) 未払金	76,799	76,799	-
(3) 未払費用	127,446	127,446	-
(4) 未払法人税等	139,199	139,199	-
(5) 未払消費税等	31,466	31,466	-
(6) 前受金	387,087	387,087	-
負債計	800,733	800,733	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 前受金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 敷金(貸借対照表計上額 152,828千円)は、本社の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、上記表に含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,276円63銭

1株当たり当期純利益 177円89銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月24日

株式会社coly
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 善方正義
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井澤依子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社colyの2021年2月1日から2022年1月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月25日

株式会社coly 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

社外監査役

早 川 治 彦 ㊟

中 川 直 政 ㊟

須 黒 統 貴 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産神田ビル2階 ベルサール神田イベントホール
東京都千代田区神田美土代町7



交通機関

地下鉄をご利用の場合

小川町駅 B6出口より 徒歩約2分 (都営新宿線)
新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分 (千代田線)
淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分 (丸ノ内線)
神田駅 4出口より 徒歩約10分 (銀座線)

J Rをご利用の場合

J R 神田駅 北口より 徒歩約10分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。



スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくとオンライン地図が表示されます。



QRコード

Google マップ™
へリンク



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。